

令和5年度東京都入札監視委員会 第2回制度部会
(一般社団法人東京建設業協会との意見交換会)

令和6年1月24日(水)

東京都庁第二本庁舎31階 特別会議室27

【臼田契約調整担当課長】 それでは、少し早いですけれども、皆様おそろいの方ですので、これより東京建設業協会様と東京都財務局との意見交換会を始めさせていただきますと思います。

本日は、都の入札契約制度をよりよいものとするを目的に、現場の実態を踏まえたご意見、ご要望を直接伺うため、東京都入札監視委員会制度部会として意見交換会の場を設定させていただきました。東京建設業協会の皆様におかれましては、お忙しい中、ここ都庁までお越しいただきまして、誠にありがとうございます。私、財務局契約調整担当課長の臼田と申します。本日の司会進行役を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

まず、出席者のご紹介でございますが、入札監視委員会の制度部会の委員の方々をご紹介申し上げます。

オンラインでご出席をいただいております入札監視委員会委員の斉藤徹史様でございます。

【斉藤委員】 斉藤です。本日はオンラインで失礼いたします。よろしくお願いいたします。

【臼田契約調整担当課長】 続きまして、こちらの会場にお越しいただいております入札監視委員会委員の仲田裕一様でございます。

【仲田委員】 仲田です。どうぞよろしくお願い申し上げます。

【臼田契約調整担当課長】 東京建設業協会の皆様につきましても、本来であれば一人ずつご紹介をさせていただきたいところでございますが、時間も限られておりますので、大変恐縮ではございますが、お手元の資料でございます出席者名簿に代えさせていただきますと思います。都の出席者につきましても出席者名簿のとおりでございます。

それでは、意見交換に先立ちまして、東京都財務局経理部長の五十嵐より一言ご挨拶を申し上げます。

【五十嵐経理部長】 財務局経理部長の五十嵐と申します。本日は、大変お忙しい中、皆様の貴重なお時間を頂戴いたしまして、誠にありがとうございます。

今井会長をはじめ東京建設業協会の皆様におかれましては、日頃より都の入札契約制度にご理解、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。また、長期化するウクライナ情勢ですとか、そういったことに端を発する資材価格の高騰など、そういった対応等に奔走されている不安定な経済状況下の中におかれましても、協会並びに会員の皆様方におかれま

しては、都の行う建設事業を技術の力で支えていただいております。重ねて御礼を申し上げます。

都といたしましても、こうした社会経済情勢や品確法の趣旨などを踏まえまして、入札契約制度に関する取組をしっかりと推進していかなければならないというふうに考えております。引き続き、建設業界における諸課題の解決を図りつつ、皆様からの現場の声をしっかりと聞きながら適切に入札契約制度の運営を行うとともに、工事における働き方改革の徹底をしっかりと進めてまいりたいというふうに考えております。

本日は、様々な課題を解決するための重要な意見交換の場であるというふうに考えております。入札監視委員会制度部会の委員の皆様におかれましては、本日も専門的な見地からご意見、ご質問等をいただければというふうに思っております。

それでは、限られた時間ではございますが、皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

【臼田契約調整担当課長】　　続きまして、東京建設業協会の今井会長よりご挨拶を頂戴できればと思います。よろしくお願いいたします。

【今井会長】　　ただいまご紹介いただきました東京建設業協会会長の今井でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、東京都入札監視委員会制度部会の先生方並びに五十嵐部長様をはじめ財務局経理部の幹部の皆様方には、ご多忙にかかわりもせず、私ども業界団体としての意見交換の機会を設けていただき、厚く御礼申し上げます。

本題に入ります前に、まずは元日に発生した能登半島地震により亡くなられた方々に謹んでお悔やみを申し上げますとともに、被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げたいと存じます。私どもも常に備えを怠らないようにするとともに、特に東京は日本経済を牽引する使命も担っております。強靱な建設産業の必要があると思っております。

さて、建設業への時間外労働の上限規制適用まで残り2か月余りとなり、建設現場における長時間労働の是正、週休2日の実現は待ったなしの状況となっております。会員各社は、建設DXやICT施工の積極的な活用による生産性向上、適正な工期と金額の設定による受注の徹底などに努めておりますが、様々な阻害要因があり、思うような成果が見えてまいりません。このような中、先の都議会定例会において、来年度からは原則として全ての工事で週休2日を実施し、建設業の働き方改革を後押しするとの力強いご答弁がございました。このことは、これまでの私どもの要望をお酌み取りいただいたものと深く感謝をしているところでございます。

私どもは、建設産業の持続性の課題である2024年問題をむしろ好機として捉え、目指すべき魅力ある建設産業を実現していきたいと考えておりますので、引き続きのお力添えをよろしくお願いいたします。それらのことを踏まえ、本日は働き方改革の推進、入札契約制度の改善などについて業界の率直な意見をお伝えしたいと存じます。皆様方におかれましては、業界の実情にご理解を賜り、引き続きご支援をお願い申し上げます。

結びに当たり、本日の意見交換会が実り多いものになることを願ひまして、簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

【臼田契約調整担当課長】 ありがとうございます。

それでは、本日の進行についてご説明申し上げます。

まず、東京都の入札契約制度等に関する要望についてでございます。東京建設業協会様から都に対しての入札契約制度全般に関するご意見、ご要望等をいただきまして、都からそれに回答させていただくというように進めさせていただきます。

次に、報告事項になります。入札契約制度改革本格実施後の状況（5年経過）についてでございます。こちらにつきましては本日ご説明する時間は設けておりませんので、後ほどご確認をいただければと思います。

なお、時間も限られておりますので、フリートークでの意見交換は最後に一括して実施したいと思っておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

最後に、資料の確認をさせていただきます。

机上に「令和5年度 一般社団法人東京建設業協会との意見交換会」と書かれた資料を配付しております。資料がない方はいらっしゃいませんか。

また、本日の意見交換会につきましては速記録を録らせていただいております。議事の要旨を取りまとめたものをご出席の皆様にご確認いただいた上で、後日、都のホームページに掲載する予定でございますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、早速ではございますが、都の入札契約制度等に関するご意見やご要望等について、東京建設業協会様からお願いできますでしょうか。

【奥事業部長】 東京建設業協会事業部長の奥でございます。当協会からの要望、提案を一括してご説明させていただきます。

それでは、着座にて説明をさせていただきます。失礼します。

初めに、1、働き方改革の推進でございますが、今年4月から適用される時間外労働の上限規制をクリアするためには、「週休2日の実現」と「長時間労働の削減」が急務なことから、5点ご提案させていただきます。

まず、（1）適正な工期の確保と条件明示についてでございますが、財務局様におかれましては、週休2日のモデル工事の試行などに取り組んでいただいておりますが、工期の厳しい工事も散見されております。東京都様では、今年4月より発注される全ての工事は原則週休2日で実現されることですが、施工中の工事につきましても同様にご対応をいただくとともに、工期に関する基準を踏まえた適正な工期による発注を徹底していただきたいと思っております。

また、入札公告時に工期設定の根拠を明示していただくとともに、受注者の責によらない条件の変更等が生じた場合には、工期延伸等の適切な対応をお願いしたいと思います。

続きまして、（2）週休2日の実現に伴う必要経費の引き上げでございますが、東京都様におかれましては、週休2日の実施に伴う必要経費の補正係数は国に準じたものを導入

されておりますが、実態と乖離しているとの意見が挙がっております。つきましては、週休2日の実現に向けて、国の動向を待たず、東京都様独自の引上げを実施していただきたいと思っております。

次に、(3) 標準歩掛の見直しでございますが、現行の標準歩掛は1日8時間作業を前提としておりますが、朝礼や準備、後片づけ等については考慮されていないケースが見受けられます。そのような中、建設局様では、足場工などの一部工種において歩掛と日当たりの施工量の改定を行っていただきましたが、東京都様で発注される全ての案件において実作業時間が適切に反映されますよう、見直しをお願いしたいと思っております。

次に、(4) 書類の削減・簡素化でございますが、東京都様におかれましては、基準類等の改定などにより書類削減を進めていただいておりますが、いまだ書類の作成のために時間外労働が発生している状況がございます。つきましては、長時間労働の是正のため、国土交通省関東地方整備局様で策定された「土木工事電子書類スリム化ガイド」を参照するなど、さらなる書類の削減・簡素化に取り組んでいただきたいと思っております。

また、建設局様等で本年度より工事情報共有システムの利用が開始されました。書類作成をはじめとした業務の効率化が図れるとのことでございます。全庁的な利用の推進をお願いしたいと存じます。

2ページ目でございます。

(5) 検査の効率化でございますが、検査の効率化は受発注者双方の業務の効率化にもつながることから、4つご提案させていただきます。

①国が実施している「検査書類限定型工事」を参照し、検査書類の削減に取り組んでいただきたいと思っております。

②出来高数量計算書について、出来型が規格値以内であれば、国と同様に不要としていただきたいと思っております。

③出来形管理基準及び工事記録写真管理基準における撮影頻度を国と同様になるよう削減をお願いいたします。

④遠隔臨場等による電子検査を積極的に活用していただくとともに、立会確認済みの項目につきましては書面・写真の提示を不要としていただきたいと思っております。

続きまして、2、円滑な施工の確保について3点ご提案させていただきます。

まず、(1) 工事請負契約設計変更ガイドラインの徹底でございますが、設計変更について、「設計変更の承認が出るまで時間を要する」ことや、「本来発注者が作成すべき資料の作成を要求される」などの受注者の損失につながるケースが見受けられております。つきましては、受注者の円滑な施工を確保するため、「工事請負契約設計変更ガイドライン」に基づいた適切な設計変更の徹底をお願いいたします。

続いて、(2) 工事発注に係る事前協議でございますが、本来であれば工事前に必要関係機関の協議が未了なことにより、工事の一時中止や工期延伸などが発生するなど非効率的な現場運営となることがあるため、工事前に関係機関との協議を完了していただくこと

もに、設計書どおりの施工条件での発注の徹底をお願いいたします。

続いて、(3) 受発注者のコミュニケーションの改善でございますが、工事の品質確保や工事施工の円滑化を図るために、受発注者のコミュニケーションは重要であることから、2つご提案させていただきます。

①発注者、設計者、施工者による三者会議を開催していただき、設計の意図や施工上の留意点、設計図書と現場との整合性等の情報を共有していただきたくお願い申し上げます。

次に、②受注者からの質問に対しては、国が実施しているワンデーレスポンスを参照していただき、迅速かつ正確なご対応をお願いしたいと存じます。

続きまして、3ページ目でございます。

3、入札契約制度の改善について5点ご提案させていただきます。

(1) 総合評価方式における課題でございますが、東京都様の制度に対して改善を求める声が多く寄せられていることから、5つご提案させていただきます。

①「過去の工事成績評定」の評価対象は都発注工事のみとされており、実績のない企業は受注が困難となっております。実績のない優良企業の受注機会の確保のため、方策を検討していただきたいと思っております。

②「配置予定技術者の実績点」「配置予定技術者の優良工事の実績点」は、同種工事の実績のある技術者ばかりを使うことになり、若手技術者の育成につながらないため、配点の見直しをお願いいたします。

③「事故及び不誠実な行為の実績点」における減点措置は、指名停止措置に上乗せされる二重罰であるとともに、措置期間が3年にわたる長期となっておりますので、これにより実質的に受注が困難となってしまう、企業経営に大きな影響を及ぼすため、この評価項目は廃止にさせていただきたいと思っております。

④地域の守り手である地域建設業者の受注機会を確保するため、「地域内における本店又は営業所の所在地の実績点」及び「都内中小企業と共同企業体結成の実績点」の配点を上げていただきたいと思っております。

⑤総合評価方式の価格点につきましては令和2年度に算定式の見直しが行われましたが、価格競争面において、従前と比較してどのような傾向がみられるのかご教示いただきたいと存じます。

続きまして、(2) 低入札価格の調査制度の厳格な運用でございますが、建設業界が健全に発展し、その社会的使命を将来にわたって果たしていくためには、ダンピング対策の適切な実施が重要となっております。低入札価格調査制度の厳格な運用を継続していただくとともに、調査基準価格の設定範囲の上限の引上げにつきましてもご検討をお願いいたします。

続いて、(3) 配置予定技術者の最終確認時期についてでございますが、東京都様の入札では、落札予定者となった者は配置する監理技術者等の最終確認をもって落札決定となることから、入札参加者が開札時点で配置予定技術者のコリンズ登録を一旦除外する等の

対応を取っており、落札予定者とならなかったものは、改めてコリンズ登録の変更手続をするなど、配置予定者の選定、手続に苦慮しております。この件につきましては、昨年度の意見交換会におきまして、「入札時にコリンズ登録を変更しなくても専任が担保できる手法や取扱を検討する」旨のご回答をいただいておりますが、検討状況等についてご教示いただきたいと思っております。

続きまして、ページをめくっていただきまして（４）でございます。技術者育成モデルJV工事についてでございますが、東京都様の試行されている「技術者育成モデルJV工事」の第一順位の企業は大手企業に限定されておりますが、同等規模の発注工事において、中小企業が単体もしくは第一順位企業として入札に参加している実例がございます。つきましては、中小建設業の受注機会を確保するためにも、第一順位企業を大手企業に限定せずに、中小企業でも参加できるようにしていただきたいと思っております。

続いて、（５）入札公告時における見積参考資料の提供でございますが、財務局様では、見積参考資料の提供は入札公告時となっておりますが、一部の局では入札参加資格確認通知時の提供となっており、見積期間の確保が難しくなっております。見積期間を確保することで長時間労働の削減にもつながりますことから、見積参考資料は全庁で入札公告時に提供いただけるようお願い申し上げます。

続きまして、４、建設キャリアアップシステムの普及促進についてご提案をさせていただきます。

建設キャリアアップシステムは、技能労働者の処遇改善と現場の生産性向上を目的としたシステムであり、将来にわたって地域を守る担い手を確保する観点からも普及・定着が重要でございます。既に42の都道府県・17の指定都市の自治体におきまして企業評価の導入などを表明されており、令和5年6月に政府が決定した「骨太の方針2023」において、「持続可能な建設業の実現を目指し、CCUSを活用した処遇改善など、担い手の確保・育成にも力を注ぐ。」と明記されました。また、今年4月からは、CCUSに蓄積された就業履歴によらなければCCUSの能力評価の年数に加算されなくなるなど、CCUSを基盤とした枠組みが進行しております。つきましては、東京都様におかれましても、モデル工事の実施など早急なご対応をお願いいたします。

最後になりますが、５、公共工事代価の前払金における支払限度額及び割合の見直しについてご提案させていただきます。

公共工事の前払金は、工事着手時において下請会社や資機材の確保など工事の円滑な施工に寄与するものであり、「4割を超えない範囲内で前金払をすることができる」旨、地方自治法施行規則に規定されておりますが、東京都様では36億円未満の工事では3.6億円の支払い限度額を、36億円以上の工事では1割に制限しており、現在の支払限度額は25年にわたり上げがなされておられません。つきましては、下請業者や労働者に対する円滑な支払いを促進するため、また、工事期間中の資金需要を賄うためにも、支払限度額及び割合を引き上げていただきたいと思っております。加えて、前払金請求手続等の負担軽減のため、

保証証書の電子化への早期対応もお願いしたいと思います。

ご提案は以上でございます。よろしくお願いいたします。

【臼田契約調整担当課長】 ありがとうございます。

それでは、ただいま頂戴したご意見、ご要望に関しまして、都の所管部署から順次回答を申し上げます。

【茂木技術管理課長】 財務局建築保全部技術管理課長の茂木でございます。着座にてご回答を申し上げます。

まず、1、働き方改革の推進の(1)についてご回答申し上げます。

財務局では、週休2日の実現に向けて、工期については「工期に関する基準」に基づく適切な工期設定を行っております。具体的には、新築・改築工事において日本建設業連合会の「建築工事適正工期算定プログラム」を活用して工期設定し、入札公告時に工程表を公表しております。また、例えば記録的な猛暑により作業員等の健康、安全を確保するため、作業の一時中止や休憩時間の拡大などの対策を講じる必要があった場合には、工期延伸等について協議の対象となるなど適切に対応しております。

(2)でございます。財務局が行う週休2日モデル工事の労務補正については、国の公共事業労務費調査に基づく補正係数に準じて設定を行っており、公共工事設計労務単価等が改正され次第、速やかに適用することとしております。今後とも、様々な施工現場の状況や国の動向を踏まえつつ、適切な予定価格の設定に努めてまいります。

(3)でございます。都は国に準じて標準歩掛を定めており、適切な予定価格の設定に向けて可能な限り実勢を反映した積算を行っております。今回の改定につきましても国に準じて実施しており、今後、国では順次、歩掛の改定を行っていくと聞いております。今後とも国の動向を注視してまいります。

(4)でございます。工事関係書類につきましては、公共工事の品質確保や施工管理等の観点から必要なものでございます。一方、工事関係書類の削減・簡素化に取り組むことは、建設業における生産性の向上を図り、働き方改革を推進するために重要でございます。このため、財務局においては、令和3年及び4年に受注者等提出書類処理基準を改正して運用を行っております。削減・簡素化に当たっては、様式の利用状況を確認することが重要であることから、今年度工事が完了する案件の工事受注者に対しましてヒアリングを実施し、更なる書類の削減・簡素化について検討してまいります。また、財務局においても令和2年度からASP方式による工事書類電子化の試行を進めてございます。引き続き、対象工事の拡大や各局への情報提供等を行ってまいります。

(5)でございます。(5)につきましては、①と②、③について併せて回答させていただきます。検査書類の削減、出来高数量計算書、出来形管理や工事記録写真撮影につきましては、国の検査体制や検査方法との違いにも留意しつつ、品質確保の観点を踏まえ、関係部署と情報共有して検討を進めてまいります。

④でございます。財務局では、令和4年度から一部の工事においてウェアラブルカメラ

等を活用し、工事の各種確認行為をリモートで行う遠隔臨場を進めております。今後、対象工事の拡大に取り組んでまいります。電子検査の活用や立会確認済項目の書面、写真の提示の有無については、品質確保の観点を踏まえ、関係部署と情報共有して検討を進めてまいります。

2、円滑な施工の確保の（1）でございます。

都は、発注者と受注者双方の責務や手続を明確にした「工事請負契約設計変更ガイドライン」を策定し、施工条件と工事現場の状態が一致しないことを発見した場合などには、ガイドラインに基づき設計変更を行うこととしています。これまで、適切な設計変更が発注者の責務であること、必要な手続などについて説明会等を開催し各局へ周知するとともに、各局を通じ受注者にもガイドラインを浸透するよう取り組むことで必要な設計変更が適切に行われるよう努めてまいりました。今後も、必要な設計変更が適切に行われるよう努めてまいります。

（2）でございます。財務局では、工事前の設計段階において、関係諸官庁等への必要な事前調整、協議、手続や、近隣住民への説明会等を行っております。これらを踏まえ、工事発注に際しましては、住民要望、周辺環境等の与条件、関係する手続等を設計説明書や特記仕様書に記載するほか、契約後の現場定例会等で受注者に伝達するようにしております。今後とも適切な工事発注に努めてまいります。

（3）の①でございます。工事の品質を確保し、施工を円滑に進めていくためには、受注者と発注者が迅速に意思疎通を図ることが重要と考えております。財務局では、受注後の工事現場におきまして、週に1回、工事関係者による定例打合せを行い、設計や施工に関する状況の共有を図っております。

②でございます。質問に対しましては、速やかに受発注者間で協議を進められるよう、令和3年度からWEB会議がより円滑に行える情報通信環境を整備してまいりました。今後とも、受発注者間の迅速かつ正確な意思疎通を図り、コミュニケーションの改善に向けた対応を行ってまいります。

【米倉契約調整技術担当課長】 引き続きまして、契約調整技術担当課長の米倉でございます。回答させていただきます。

3番、入札契約制度の改善、（1）総合評価方式における課題についてご説明させていただきます。

まず、①からです。総合評価方式では、確実な履行や品質の確保が期待できる反面、実績を有する事業者が技術点において有利となり得る面もあるため、新規事業者であっても参入しやすい競争入札とのバランスに配慮しながら適用しているところでございます。また、総合評価方式においては、過去の実績を評価する「技術実績評価型」ですとか「施工能力審査型」、こういったものや大規模で技術的難易度が高い案件を中心に、民間の技術提案を求める「技術提案型」などを運用しているところでございます。今後は、技術提案を生かせる簡易な総合評価方式についても導入に向けて検討を進めることとしております。

引き続き、より入札に参加しやすい品質確保を図れるよう、制度の整備、改善を図ってまいります。

続きまして、②でございます。総合評価方式において、工事の品質確保の観点から、当該工事の施工に直接関わる配置予定技術者の評価は重要であると認識しています。一方で、将来にわたる社会資本の品質確保と機能の維持を図るためには、これまで以上に若手技術者を育成していくことも重要と認識しています。そこで、都では、平成30年度から、総合評価方式において40歳以下の若手技術者を配置予定とした場合、例えば技術実績評価型では「配置予定技術者の実績点」として最大1点を加点しております。引き続き、入札契約制度を通じ、建設業の担い手確保・育成に向けた取組を進めてまいります。

③でございます。総合評価方式においては、企業の技術力や信頼性等を適切に評価する観点から、一定期間における実績等に応じて減点または加点をしています。指名停止措置に該当する場合には、事由に応じた期間において指名停止になることに加えまして、総合評価方式では3年間にわたり技術実績評価型の場合3点の減点を行っております。一方、優良工事となった場合には1年間の優先指名を行うことに加えまして、技術実績評価型総合評価方式において5年間にわたり企業の優良表彰実績として2点、技術者の優良工事实績として最大3点の合わせて最大5点の加点を行うこととしているところでございます。引き続き、こうした制度を適切に運用し、技術力のある優良な事業者の育成を促してまいります。

④でございます。工事の総合評価方式につきましては、各企業及び技術者の施工能力を重視し評価を行う制度となっております。品質確保を図るという制度趣旨を踏まえまして社会性の項目の配点を増やすことにつきましては、施工能力等の評価、こうしたこととのバランスを考慮しつつ慎重に判断してまいりたいと考えております。

⑤でございます。総合評価の制度の見直し前に実施したシミュレーションにおきましては、基準価格を僅かに下回る入札金額であった場合に限っては落札者となる可能性があるところではございました。見直し後におきましても、当初の想定どおり、基準価格を僅かに下回った範囲での落札ということが生じておりまして、価格点の算定見直しによるダンピング対策はその機能をしっかりと果たしているところではございます。

続きまして、(2) 低入札価格調査制度の厳格な運用についてでございます。

こちらにつきまして、都としましても、ダンピング対策は建設業界が健全に発展していくためにも重要な課題であると認識しております。調査基準価格の算定方式につきましては、都では、国の要請に基づき令和4年7月以降に公表する案件から国と同様の算定方式への見直しを行いました。算定基準の引上げ以降に実施した入札案件について影響の分析を行ったところ、調査基準価格等が上限値に達する案件の増加が確認されたところです。こうした案件についてもダンピング対策の効果を行き渡らせるため、調査基準価格等の上限値について都独自に予定価格の92%であったところを93%に引き上げまして、昨年1月

16日から適用しているところでございます。国の考え方にも留意しつつ、引き続き低入札価格調査制度の厳格な運用を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、（３）配置予定技術者の最終確認時期についてでございます。

入札参加に当たり技術者の専任期間が必要な案件におきましては、他の現場で専任で配置されないかということを確認しているところでございます。現時点で他の現場に配置されている技術者を配置する予定としている場合、入札時においてその専任性の担保を取る必要性がありますが、その担保を取る方法ですとか、予定どおりに技術者を配置できなかった場合の対応などについて、実施に当たっては課題もあることから、引き続き検討が必要だというふうに認識しておるところでございます。

続きまして、（４）技術者育成モデルJV工事についてでございます。

都では、平成29年度に、意欲ある中小企業がより高価格帯の工事にも参加できるよう要件を緩和するとともに、中小企業同士でのJV結成も可能となるよう制度を見直したところでございます。一方、大企業と中小企業によるJV結成を入札参加条件とすることで、入札中小企業が大企業から技術等を学ぶ機会を創出することを目的として、「技術者育成モデルJV工事」、こちらを試行しています。制度改正から5年が経過する中、中小企業育成の観点から、今後、モデル工事の効果や課題について検証を行ってまいります。引き続き、この試行を通じ中小企業の技術力向上を支援してまいりたいと考えています。

引き続きまして、（５）入札公告時における見積参考資料の提供についてでございます。

都では、予定価格の事後公表の実施に合わせて実質的な積算期間が確保できるよう、発注図書等の公表時期の前倒しに取り組んできております。原則として案件公表時に発注図書等を公表するよう周知しているところでございますが、公共の安全と秩序の維持に密接に関連し秘密にする必要がある、こういったものにつきましては資格確認通知時の公表としています。引き続き、特段の事情がないものにつきましては原則として案件公表時に公表してまいりたいと考えております。

続きまして、４、建設キャリアアップシステムの普及促進についてでございます。

建設キャリアアップシステム（CCUS）は、建設事業の担い手確保や労働環境の改善、ひいては工事の品質確保にもつながるものと認識しておりまして、都としてもCCUSのリーフレットを建設業許可通知書の発送時に同封するなどして、その普及啓発に努めているところです。都としては、事業者団体の方々の声を聞きつつ、国の動向や都内建設事業者等の合意形成の進展などについて注視を行うとともに、引き続き情報提供や周知に努めてまいりたいと考えております。

最後になりますが、５、公共工事代価の前払金における支払限度額及び割合の見直しについてでございます。

国等の前払金制度につきましては、支払限度額は設けておりませんが、それぞれの年度の出来高予定額に対する前払金を年度ごとに分割して支払うものでございます。一方、都の前払金制度は、一定額以上の請負金額につきましては支払限度額を設けているものの、

契約金額総額に対する前払金を契約時に一括して支払うものでありまして、工事着手時の大きな資金需要により対応しやすい制度であると考えております。工事着手金としての前払金の趣旨を鑑みると、都の前払金制度は受注者にとってよりメリットのある制度内容であると認識しておりますので、その内容についてしっかりと理解していただけますよう、引き続き丁寧な説明を実施してまいりたいと思います。

また、保証証書の電子化につきましては、現在、都で進めております契約支出事務のデジタル化の進捗状況ですとか損害保険会社の対応状況、こうしたことも踏まえながら実施に向けて関係者の調整を進めてまいりたいと考えています。

以上、回答となります。

【臼田契約調整担当課長】 それでは、ここからはお時間の限りで意見交換をさせていただきたいと思います。まず、ここまでを踏まえましてご意見やご発言をいただければと思います。

まずは、入札監視委員会の委員の皆様、いかがでしょうか。

【仲田委員】 どうもありがとうございます。

今日、説明がございましたが、この5年経過した入札契約制度改革の実施状況の3ページを見て非常によく分かりました。希望者あるいは応札者が増えてきており、競争環境が整備されてきているのかなと私は理解しました。やはりこういう意見交換会は重要だろうし、ご提案があった2番の(3)の受発注者のコミュニケーションの改善点という点について、こういった対応を通じてさらなるコミュニケーションの拡大、充実をしていただきたいと思いますと思った次第です。

それと、もう一点は、3番の(4)技術者育成モデルのJV工事についての質問です。どうも前回もその前も同じような回答なのですが、都も書いているのですが、中小企業の技術力向上というのは、大企業と一緒にしないと向上できないということじゃないのだろうかと思うのです。その点、何か工夫がないのかなと思っている次第です。

以上です。

【米倉契約調整技術担当課長】 ご意見、ありがとうございます。

技術者育成モデルJV工事について、大企業と中小企業でなくても技術力を学ぶ機会があるのではないかとといったご意見かと思えます。もちろん、例えばこちらに書いてあります中小企業同士とかであっても、それぞれの会社様が有する技術力をお互いに学ぶといったような機会というのはあり得る話なのかなとは考えております。ただし、この現在の技術者育成モデルJV工事というのは、大企業が特に持っているような技術力をいわゆる中小企業の方に学んでいただくといったことをコンセプトにといいますか、そういった考え方を持ってモデル工事を実施させていただいているものでございます。ですので、現状の中小企業同士というのは別にモデル工事では実施しておりませんが、一般的な他の通常の案件においては可能となっておりますので、それぞれの状況に応じて技術力を学ぶ機会というのはあるのかなと考えております。

【仲田委員】 分かりました。なるほど、よく分かりました。ありがとうございます。

【臼田契約調整担当課長】 そのほか、斉藤先生、いかがでしょうか。

【斉藤委員】 斉藤から質問させていただきます。本日はありがとうございました。2点ほどお尋ねしたいと思います。

1点目ですが、社会的に賃上げが言われていますけれども、建設業界でも元請から一人親方に至るまで現場で働く皆様方の賃上げが求められていると思います。これに伴い、業界としてどのように取り組まれていらっしゃるのかということと、発注者への要望がもしございましたらお願いいたします。

2点目ですが、本日頂戴した提案要望の2の(3)の「受発注者のコミュニケーション改善」という項目で、受発注者のコミュニケーション、対話の重要性をご指摘くださっています。その①に「発注者、設計者、施工者による会議（三者会議）を開催し」とありますが、これは具体的にどのようにイメージされているのか、例えばタイミングですとか頻度ですとか、ご教示いただければと思います。よろしく申し上げます。

【野瀬専務理事】 それでは、専務理事の野瀬でございます。

賃金に関してでございますが、国の制度で総合評価方式で賃上げしている場合には優遇措置を採るといことが行われておりまして、もう2年目に入っていこうとしておりますけれども、基本的には業界の皆さん各社が判断しながら、対応できる工事に関しては賃上げを実施することを前提として総合評価方式に応札をして、実際問題、賃上げが実施されているということで加点されているという事例がたくさん見られるということで、そういうデータが上がってきてございます。そんなことでもよろしいでしょうか。すごく大ざっぱなお話でございますけど。

【斉藤委員】 ありがとうございます。

今、お話いただきました国の制度に対しては、業界としては肯定的に見ていらっしゃるのでしょうか。あるいは、もっと改善の余地があるとお考えでしょうか。

【野瀬専務理事】 私どもとしては改善の余地があると思っております、毎年賃上げができるかどうかという点がございまして、毎年毎年引き上げできるのかと。それから、さらに大企業と中小企業とでは、差を制度上設けておりますので格差がどんどん広がっていく可能性があるということもございまして、例えば税制優遇措置などで対応するとか別の方策は考えられないかという提案はこちらのほうから国に対して働きかけをさせていただいているところでございます。

【斉藤委員】 ありがとうございます。

【今井会長】 ちょっと補足で私のほうから説明させていただきますと、賃金の問題というか技能労働者とゼネコンの社員という問題があるんですけども、二つを分けて考えないといけないと思っております、今、中小も含めまして廃業というのが増えてきております。これは担い手不足による廃業、要は仕事はあるんだけど消化できないから受注できないというようなことで、もう今のうちに廃業しちゃうという問題が発生しているんで

すよね。そういう意味でも他産業との取り合いになっておりますので、他産業よりいかに労働環境をつくってあげるかというのが非常に重要になってきておまして、これの今、競争状態になっているわけですよね。そのためにも、やっぱりキャリアアップシステムとかそういうのを入れて技能労働者の能力に応じた年収を確保してあげようではないかとか、それからそれぞれの職種のランクづけによるプライドを持ってもらおうではないかとか、いろんな取組をキャリアアップシステムを活用しながらやっているという最中でございます。

もう一つ重要なのは、休みの問題ですね。総労働時間でいう規制されてきますので、これは法律でございますので、発注者まで多分追えると思うんですが、いろんなペナルティーが存在してきます、4月以降は。そういう意味でも、よりよい労働条件をつくっていかないといけないということだと思っておりますよね。そのためにも、ほかの産業はいろんな働き方、部分的にギグワークとか、ちょっとした時間で働いてどうのこうのとかという多様な働き方をやって労働者不足を乗り切ろうとしているわけでありまして、建設産業の場合は、やはり一斉にしないと安全管理の問題もありますしなかなか難しいところがある。だから、そういう意味でも1人当たりの労働時間、例えば総労働時間が年間2,000時間としましたら、それを確保するためにはやっぱり一斉に休まないといけないということがございまして、それで意識改革をしてその次のステップに進んでいけるんだと思います。

そのためにもやはり一斉に東京都内の現場は全て休むと。官庁、国と都の仕事はもちろんでございますが、民間の仕事もそういうふうに持っていかないと達成できない状況だと我々は思っております、ぜひそういう意味でも都のご発注をすばらしい好条件のご発注にさせていただけるとみんなそっちについていくと、民間もついていくというようなことでございますので、ぜひそんなこともお含みおきいただいてご検討していただければありがたいなと思っております。

【斉藤委員】 ありがとうございます。

【茂木技術管理課長】 建築保全部技術管理課長の茂木でございます。

先生から三者会議のことでご質問がございました。業種によって三者会議だとか定例会議とかそういうふうな言い方がございますが、財務局におきましては、発注する工事におきまして、発注者、設計者や管理者、施工者、時によっては施設管理者等が集まった現場定例会議を行っております。頻度としましては、普段からも打合せ等はしておりますが、工事現場が始まるところから竣工まで概ね週1回、毎週集まって定例会議を行っているところでございます。よろしく願いいたします。

【斉藤委員】 ありがとうございます。

【臼田契約調整担当課長】 それでは、入札監視委員会の先生方、ご意見等はよろしいでしょうか。

では、東京建設業協会の皆様から何かご発言等がございましたらお願いいたします。

【寺田副会長】 先ほどの質問に関連しまして、賃金の引上げに対してどんな取組をし

ているかということですが。副会長を仰せつかっている寺田でございます。今日はお時間いただきましてありがとうございます。

業界としては、こういったコミュニケーションの場を通じて、設計労務単価、これが適切に、適切な時期にしっかりと反映されているかどうか、その辺をいろんな機会を通じてお願いしているところでございます。物価上昇と同じように急激な上昇になかなか設計労務単価の変更がついてこられないだとかそういう状況がございますので、その辺はぜひ随時変更をお願いできればなというふうに業界全体として常にお願いをしているところでございます。

それから、それに関連して働き方改革の週休2日実施に伴う必要経費の引上げというところでございますが、どうしても4週8閉所になりますと、そもそもその賃金水準がかなりまだ他産業に比べて低い中で、働く時間自身が減ってまいりますので、当然、実際には年収が目減りをしていくという状況でございます。そうしますと、やはり担い手確保の面ではもう働き方改革をすることが逆効果になり得てしまうので、その辺はまたしっかりその経費の見直し等々をぜひお願いしたいというふうに思います。ご意見でございます。

【臼田契約調整担当課長】 それでは、ほかに何かございましたらご発言等をいただければと思いますが。

【野瀬専務理事】 専務理事の野瀬でございます。いろいろ多岐にわたる要望について、短い時間の間にご検討を頂戴し、ご回答をいただきありがとうございます。

2点お話をさせていただきたいと思うんですが、今、お話をお伺いしてキャリアアップシステムと前払金に関してなんですけれども、正直申し上げまして、私のメモ、記録を見ている限り3年間、4年間、全く同じ回答に終始しておられます。大変失礼な辛辣な言い方かもしれませんが、キャリアアップシステムについても情報提供や周知に努めていくというレベルですと、東京都は果たしてこの制度に賛成なのか反対なのかがよく見えてきませんし、なぜもう一步踏み込まないのかなというところがよく分かりません、正直なところ。

先ほど申し上げましたように、国が大きくこれに舵を切っているということもありますし、あと、就業履歴に関してはもうキャリアアップシステムによらなければ僅か2か月後、3か月後になりますが、4月から切られてしまいますので、例えば都の発注工事でキャリアアップシステムが置かれてないシステムの工事に事業者が参画したとして、その従業員の給料を払えるとしても就業履歴になりませんので不利益になるわけですね。先ほど今井会長からも申し上げましたように、やはり私たち受注者、経営者の立場ももちろんあるんですけど、技能者に置き換えれば、やはり現場での就業履歴の蓄積の情報を基に処遇改善を行っていくんだというのが一番基本的な考えだと思いますので、技能や経験のレベル別に応じた年収が組まれるということで、担い手の確保にすごく大きく影響すると思うんですね。

若い世代の方々が建設業に入職して経験を重ねることで賃金が上昇していくんだと、言

わば簡単に考えれば頑張れば報われるんだという明るい未来を技能者さんに示していくということが入職につながっていくことだと思いますので、特に私ども東建であれば中小建設業さんの事業者登録がなかなか伸び悩んでいるというところもありますので、その総合評価における加点ですとか工事成績評定での加点、例えば総合評価であればワーク・ライフ・バランスの認定企業とか、「くるみん」でしたっけ、「くるみん」の事業者に対して加点とかがされていますよね。同じような形で事業者登録していれば加点できるとか、そこをぜひ考えて一歩踏み込んでいただければというふうに思っております。

それから、もう一つは前払金に関してでございますけれども、私ども、決して国の制度に合わせてくださいということをお願いしているつもりはございませんので、今お話がございましたように、東京都の前払金はメリットがあるものということは私どもも十分理解しております。国は出来高に対して東京都は契約金に4割掛けるというシステムでございますので、実際の契約案件の98%は9億円未満の工事だろうなというのは、私の統計上出ていますので、ほとんどが都のほうが優れていると思いますけれども、一方で、大型案件に関してはJVの構成員とか下請企業として中小建設業が参入している例もございますので、例えばJVの代表者、大手のほうに前払金を多く支出することによってサブの構成員の負担額が軽減できると中小建設業にとってもメリットございますので、東京都全体の政策にも合致することだというふうに私は思っておりますので、いま一歩、もう一歩踏み込んでご検討を頂戴したいなというふうに思っております。どうぞよろしく願いいたします。

【米倉契約調整技術担当課長】 ご意見、ありがとうございます。

4番の建設キャリアアップシステムですとか前払金について、従前回答させていただいた内容と変わっていないだろうと、こういうご意見かということでした。実質そのとおりでありますが、建設キャリアアップシステムにつきましては、我々といたしましても、先ほどもお話がありましたとおり、技能者の方に関する処遇改善に関して重要な役割を果たすものだということは認識しておりますし、ひいては業界の持続的な発展についてもこれは十分寄与するものだというふうに認識しております。そういったことにつきまして、現在、普及啓発に努めているところでございまして、こういったご意見もあります中で、様々な観点から引き続き検討は進めてまいりたいと考えているところでございます。

前払金につきましては、我々といたしましても、国との制度の違いはあるところではございますけれども、お話にあるとおり、ほとんどの、特に中小の方が受けられるような金額帯、いわゆる、現在で言えば9億円未満、非常に多くの案件がそちらに集中している状況でございまして、そういった観点からもメリットのある制度内容であるというふうには認識しております。こういったご意見があることはお聞きしましたので、引き続き丁寧な説明も実施していきつつ、ご意見として承りたいと思います。

【今井会長】 引き続きよろしいでしょうか。

今日頂いた資料で、この10ページの5番、右下5ページというんですかね、予定価格の

事後公表関連で落札率の分布というのがございまして、これを見ると確実にこのピークが上がっているかな、非常にいい方向にやっただいていてというところとか、その下のデータも、先ほどもJVの話が先生からも出ましたけども、単体落札率が上がっていて不調が随分下がっている。それから、ほかのところにもございました、次のページか、中小企業が占める割合が制度改革前よりも受注金額ベースで上がっているというようなこととか、非常にいい方向が出ているんですよね。いろいろ施策を取っていただいているいい方向も出ておりますので、ぜひ今後とも進めていただければありがたいなと思っております。

それから、先ほどの前払金の話ですけども、やはり建設業が強靱になるためには、儲かる産業でないと駄目なんだと思うんですよね。そのためにも、今後、金利が上がってまいりますから、今まではよかったかもしれませんが、前払金というのはプロジェクトのお金の流れを考えてみますと非常に大事なところになってまいりますので、ぜひこの辺は潤沢にやっただければありがたいなと思っております。安定性も出てくると思うんですよね。よろしくお願ひしたいと思ひます。

【米倉契約調整技術担当課長】 前払金についてのご意見、いろいろありがとうございます。様々な状況があるかと思ひますので、具体的な状況などを引き続き聞かせていただけたらと思ひます。よろしくお願ひいたします。

【白田契約調整担当課長】 そのほかにもしご意見等がございましたら、まだお時間もございしますのでいかがでしょうか。

【乗京副会長】 ご丁寧なご説明、ありがとうございます。副会長の乗京でございませぬ。

提案・要望ということで、こそとときついことが書いてあるのをスルーされちゃったんで再度聞きたいんですけれども、現在施工中の工事について週休2日の検討、対応していただきたいというようなことを書かせていただいているんですけれども、こういうお考えは実際あるんでしょうか。お願ひします。

【茂木技術管理課長】 週休2日について現在施工中の財務局の工事でございますが、概ね大きな工事については週休2日のモデル工事のほうで実施させていただいております。ただ、工期が限定されるなど週休2日でない工事というのもございます。それらにつきましては、今後、受注者さんとちょっと相談をさせていただきたいと思ひしております。

【乗京副会長】 ぜひよろしくお願ひします。

【今井会長】 そうしたら、頂いた資料の最後でございますけども14ページ、都内における建設投資の推移と書いてございますけれども、これはぱっと見ても建設産業をよくするためには、この白い部分、公共の部分がもうちょっと多いほうが政策的にうまいこといふようなことだと思ひますけども、ぜひこの辺もご検討いただければ、今の建設産業の抱える問題点が少しでも改善するためには非常に必要なことかなと思ひしておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

【五十嵐経理部長】 それでは、私からもご質問というか、これは実はいわゆるコンサ

ル系の業界団体さんとお話ししたときも最後にお聞きした話なのですが、どうも建設業、先ほど働き方改革云々みたいな話があって、いわゆる建設系のコンサルさんを含めて、もちろん建設業界、建設の実際に工事するところも含めて入職者が減っているのではないかという話、あるいは大学を卒業した方たちもなかなか建設業に行かずに、今はやりのITだとかのほうに行ってしまう、そもそもがなかなか建設業のほうに入職してくれない。

実は東京都の技術屋さんというのもどちらかというと建設系の技術さんが多い職場ではありますが、どこかでお聞きになっているかもしれませんけれども、やはり都の職員ですら技術職の方がなかなか都庁を選んでもいただけない、一体どこにその人たちは行っているのだろうという話になっています。この前コンサルさんと話していたときも、都庁に行っているのではないかとか、ゼネコンさんに行っているのではないかという話をしますと、ゼネコンさんに聞くと俺のところに来ないで都庁とかコンサルに行っているのではないか、みんなどこかに吸収されているのではないかと話をした最後の最後に、建設業全体への魅力が少なくなって、発注者側である公共側、それから受注者側のほうで、あとコンサルで、三方がみんな規模が縮小して人が取れなくなってきているのではないかみたいなお話がありました。

そういった中で建設業の魅力を高める努力というのは発注者もしなければいけないですし受注者のほうもしなければいけない。建設局さんなんかは、いろいろ工事をやるときに、いわゆるその工事の意義みたいなものを仮設のところにとったりとかPRコーナーをつくってもらったりして、そういった取組をされている事業者さんにポイントアップみたいな感じのこともやられていますけれども、建設業を実際に担われているゼネコンさんたち、専門業者の方たち、そういったいわゆる入職者を増やすための活動というのでしょうかね、そういったものについてはどんな取組をされているのか、そういうのに合わせて発注者として何か期待することとかそういったようなものがあれば、最後に時間があれば教えていただければなというふうに思っております。

こちらから言う場ではなくて、実はお聞きする場でこんなことを言うのは大変恐縮なんですけど、そんなような話で何かヒントになるようなことがあれば、我々も技術職の採用をいっぱいしたいと思っているのですが、なかなか来ていただけないので、どんなお取組をされているのか、もしもこの場でお話しできることがあればちょっと勉強させていただきたいと思うのですが、よろしくお願いします。

【今井会長】 やっぱり建設産業自体が世間の皆さんが分からないんで、それを発信しているのがテレビを使ったりSNSを使ったりでやっているんですよね。まず窓口を広げていかないといけないんで、そういう対応を各社も、それから団体も今やっている最中なんですけど、なかなかテレビとか新聞は若い人たちが見ないんで、やっぱりSNSとかそういうところを重点的にやっていかないといけないだろうというようなことですね。

それと、その情報の問題です。それから、やっぱりすばらしい産業だと、やるのが非常に社会的な価値があるんだというようなことを、例えば都の仕事を我々はやるんだ

というようなプライドを持てるような発注条件とか、都のほうがこんな社会的に必要なことをやるんだとかいうようなことをぶち上げていただけるとそういう目が向いてくるんだと思いますよね。

もう一つは、今これはいいことだと思うんですけども高校の無償化をやっていますよね。そうすると工業高校に行かないんですよ。工業高校に行く人が減っていて、それで工業高校から建設業に入ってくる人間が少なくなるというような状況も発生しているんですよ。だから、そういう意味で若い人たちが建設産業に魅力を感じるような発信をいかにすればいいかというのを非常に私たちも課題として重く受け止めておりまして、みんな手を尽くしてやっている最中でございます。

それから、やっぱり若い人たちというのは休みが重要ですので絶対に残業しないとか休みがきちっとあるとか、みんな同級生の人たちと遊ぶというのは非常に重要な位置づけになっておるみたいでございまして、そのためにも、本来は建設業というのはその時間さえすればもう帰っていいよとかという形ができるはずなんですけど、なかなかそこまで全数量が足りないものですからできていない状況ではあるんですよ。だから、その働き方を含めて、時間の使い方を含めて、もっとこういう産業の魅力的なところを発信していかないといけないというようなことは思っております、私自身としては。だから、ぜひそんなことをバックアップしていただけるような発信の仕方を、我々がやるのと都のほうがやるのとは全然受け止め方が一般の人では違いますから、ぜひそういうふうなことをやっていただけるとありがたいなと思うんですけど。

【五十嵐経理部長】 私どもは採用を直接やっているわけではないのであれですけども、なかなか公務員ということもあって四角四面みたいな採用方法、それでも昔に比べるとかなり柔軟なやり方を取ってきていますけど、ここに来て抜本的に大きく見直さなきゃという議論もあるようですので、私どももインフラ整備をする責任者ではありますので、そういったところで今後の技術職をどうやって確保していくのか、建設局ですとかああいうところはもちろんですけども、発注部門としてもそういったものを考えていかないと契約ができないということにもなりますし、契約をしてもどなたも手を挙げていただけないというような状況になることを非常に危惧しておりますので、ちょっとそんなようなことで、私どもは建設じゃなくて物品系も全部やっているところでもありますけど、特に都しかできないものはインフラを整備していくというところで非常に重要な産業であり、その基となるものを発注していく人間のほうもきちんとした人を用意しておかないと、車の両輪で動いている話でございますので、私どものほうもそういった人材をどうやって確保していくか、皆様と相談しながら、しっかり車の両輪として私どももやってまいりたいというふうに考えております。

ちょっと私どものほうで具体的にどうするみたいなことはこの場で申し上げられるような今状況でもないし、私もそういう立場ではありませんが、建設業さんのほうでどんな、単にホームページとかそういうのじゃなくて、SNSだとか若者にどうやってアピールし

ていくかというのが大切だというのは、どこでも同じことをやっぱりやられているんだなというのは今お聞きして腑に落ちたというか、そういったようなことで思っているところでございます。

また、今日の質疑の中でも、財務局のみならず関係各局の方にも、今ご発言があった中、話については情報提供をさせていただいて、こういったことを思っていच्छやるということについては伝えてまいりたいと思っています。また、伝えてきちっと検討をしていただくというようなことを私どものほうでも、技術部隊、あと建設局ですとか大きな発注者、そういったところにきちんと伝えてまいりたいというふうに思っております。

【臼田契約調整担当課長】 それでは、そろそろお時間でございますが、よろしいでしょうか。

それでは、閉会に当たりまして、経理部長の五十嵐よりご挨拶を申し上げます。

【五十嵐経理部長】 本日は、限られた時間ではございましたけれども、東京建設業協会の皆様からは大変貴重な現場からの生の声をお聞かせいただきまして、誠にありがとうございました。また、入札監視委員会制度部会の委員の皆様におかれましては、様々な角度からご意見をいただき感謝申し上げます。

それでは、本日、皆様からいただきましたご意見等を参考にしながら、今後とも入札契約制度を適切に運用していくよう努めてまいりますので、引き続きよろしく願いいたします。また、先ほど申し上げましたように、いただいた意見については庁内関係各局にきちんと伝えて検討してまいりたいというふうに考えております。引き続き、よろしく願いいたします。

本日は、どうもお忙しいところ、本当にありがとうございました。

【臼田契約調整担当課長】 それでは、以上をもちまして東京建設業協会様と東京都財務局との意見交換会を終了させていただきます。ありがとうございました。

——了——